

給実甲第1266号

令和2年2月3日

人事院事務総長

給実甲第434号の一部改正について（通知）

給実甲第434号（住居手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年2月3日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第8条関係	規則第8条関係
1 (略)	1 (略)
2 <u>第1項ただし書（第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号（扶養手当の運用について）給与法第1</u>	2 <u>第1項の「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（給実甲第580号給与法第11条の2及び規則第3条関係第3項）の例によるものとする。</u>

1 条の 2 及び規則第 3 条関係第
3 項及び第 4 項の規定の例によ
るものとする。

以 上